3月定例会
2月20日~3月17日

令和８年度予算が成立

第１回定例会では、令和８年度予算など、29議案が市長から提出されました。
また、委員会提出議案第1号、議員提出議案第1号および議員提出議案第2号が提出されました。議長を除く21人の議員で採決した結果、原案のとおり承認・同意・可決しました。（採決の結果は6ページ）

主な議案質疑

◆狭山市印鑑条例の一部を改正する条例

Q　市民にとってどのような利便性の向上となるか。

A　印鑑登録証を持参していない場合でも、個人番号カードをお持ちであれば手続きができるようになり、さらに、オンラインによる交付申請が24時間365日いつでも可能となり、印鑑登録証明書を郵送により自宅で受け取れるようになる。

◆狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例

Q　どのような市民サービスにつながるのか。

A　証明書の交付について、手数料だけでなく、証明書を郵送するための費用もオンラインで決済できるようになるため、申請から支払いまでの手続きがオンラインで完結するものである。

◆狭山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

Q　税率改定に当たっての保険税減免の検討は。

A　今回の税率改定に伴う減免の範囲等の見直しについては、今後検討していく。

Q　市民への影響額は。

A　１人当たりの年間引き上げ額は平均で２万2,034円、１世帯当たりの年間引き上げ額は、平均で３万742円を見込んでいる。

◆狭山市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

Q　改正の経緯は。

A　フラワーヒル地区において、フラワーヒル街づくり協議会から、フラワーヒル地区地区計画の建築物等の制限に関する条例化に対する要望書が提出されたことを受け、地区計画に定めた建築物等の制限を実効性のあるものとするため、条例化を行うもの。

Q　住民が行う手続き等に変更はあるか。

A　地区計画に定める建築物等の制限が建築基準法に基づく建築基準関係規定となり、建築確認申請の中で適合性が審査されることになるため、住民の手続きが増加するなどの影響はなく、むしろ適合性の確認が制度的に担保されることで、住民の負担軽減につながると考えている。

◆狭山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

Q　料金改定の収支均衡は、何年先を見越して設計されたものか。

A　今回の料金改定は、第２次狭山市水道事業経営戦略計画において、令和17年度まで10年間の収支見込みを試算する中で、県では令和11年度以降に再度県水受水費を改定する可能性があるため、令和８年度から令和11年度までの４年間の収支の均衡を図り、健全な運営と経営基盤を強化するものである。